

○久喜市生涯学習推進会議条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 97 号

(設置)

第 1 条 市は、生涯学習活動を積極的に推進するために、久喜市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生涯学習の推進のための提言に関すること。
- (2) 生涯学習の推進に関する基本的な指針の策定に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第 4 条 推進会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長は会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、議長が招集し、これを主宰する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(幹事会)

第6条 推進会議の会議を効率的に行うために、幹事会を置く。

(生涯学習推進部)

第7条 推進会議が策定した基本的な指針の実現に向けて、市民の意見、要望等を取り入れ、市民の手による生涯学習の推進を行うために、生涯学習推進部(以下「推進部」という。)を置く。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進会議、幹事会及び推進部の運営に関し必要な事項は、久喜市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

○久喜市生涯学習推進会議規則

平成２２年３月２３日

教育委員会規則第３２号

(趣旨)

第１条 この規則は、久喜市生涯学習推進会議条例（平成２２年久喜市条例第９号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、久喜市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第２条 条例第３条第２項各号に定める推進会議委員については、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

学識経験者	久喜市内小・中学校校長会
	久喜市内高等学校校長会
	教育委員会委員
	社会教育委員
	生涯学習推進部委員長
	生涯学習推進部委員
	その他市長が必要と認める者
市民	公募による市民

(庶務)

第３条 推進会議に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

附 則

この規則は、平成２２年３月２３日から施行する。

附 則（平成３０年７月２６日教委規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

○久喜市生涯学習推進会議幹事会規則

平成２２年３月２３日

教育委員会規則第３３号

(趣旨)

第１条 この規則は、久喜市生涯学習推進会議条例（平成２２年久喜市条例第９７号）第９条の規定に基づき、久喜市生涯学習推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第２条 幹事会の会議は、教育部生涯学習課長が招集し、議長となる。

(所掌事務)

第３条 幹事会は、推進会議で審議する議案の作成等をする。

(委員)

第４条 幹事会の委員は、次のとおりとする。

市職員	教育部生涯学習課長
	総合政策部企画政策課企画政策係長
	市民部市民生活課市民活動推進係長
	健康スポーツ部スポーツ振興課スポーツ企画推進係長
	教育部指導課指導係長
	教育部生涯学習課生涯学習係長
生涯学習 推進部	委員 ３人

(庶務)

第５条 幹事会に関する庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

附 則

この規則は、平成２２年３月２３日から施行する。

附 則（平成２５年４月２３日教委規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 25 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日教委規則第 2 号）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日教委規則第 3 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 1 日教委規則第 4 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。